

リヒテンシュタインの国家承認問題と 第一次チェコスロヴァキア土地改革

佐藤 雪野

1. はじめに

かつて、チェコスロヴァキアの独立記念日は10月28日であった。この日は、1993年に、チェコとスロヴァキアが分離し、それぞれ別の共和国となった後も、チェコにおいては祝日であり続けている。スロヴァキアにおいては祝日でなくなっており、チェコスロヴァキアという国家に対する両国の態度の温度差が感じられる。チェコスロヴァキアという国家は、スロヴァキア人が望んで建国したものではなかったというのが、現在のスロヴァキアの国家的認識であろう。

この独立記念日は、第一次世界大戦末期の1918年10月28日、プラハでチェコスロヴァキア国民委員会 *Národní výbor československý* がチェコスロヴァキア共和国の独立を宣言したことに基づく。この国民委員会は、チェコ諸政党により、1916年11月19日に創設され、チェコ国民委員会 *Národní výbor český* と名乗っていたが、1917年7月、オーストリア＝ハンガリー二重君主国への忠誠をめぐる対立から、活動を休止し、1918年7月13日、チェコスロヴァキア国民委員会と名称変更し、改組の上、活動を再開したⁱ。この改称は、スロヴァキアを含んだ形でのチェコスロヴァキア独立を目指していることを明示している。

しかし、各国がチェコスロヴァキアと外交関係を結んだのは、必ずしもこの独立宣言後ではない。表1に見られるように、フランス、イタリア、イギリスとは、それぞれ1918年10月17日、24日、26日に外交関係が結ばれた。三国同盟のイタリアは、第一次世界大戦開戦時は中立を保っていたが、1915年4月26日のロンドン秘密条約で、三国同盟を破棄し、協商国側で参戦することが決まり、5月23日に参戦しているので、これらの三カ国は協商側諸国ということになる。1918年10月14日、パリでチェコスロヴァキア暫定政府が成立したため、上記の三カ国は、この政府と外交関係を結んだのである。

独立後のチェコスロヴァキアが、各国と外交関係を結んでいく中で、注目すべき事例がリヒテンシュタインとの関係である。リヒテンシュタイン侯家は、かつてチェコ国内に広大な領地を所有していたが、その所有をめぐる係争が存在していたために、リヒテンシュタインとチェコが外交関係を結んだのは、ようやく2009年のことであったⁱⁱ。それでは、独立後のチェコスロヴァキアとリヒテンシュタインの関係はどのようなものだったのであろうか。両国の外交関係は、表1には示されていない。この両国は、戦間期も第二次世界大戦後も事実上正式な外交関係を結ぶことはなかったのである。この両国関係を検討することは、リヒテンシュタインという国家の特殊性を明らかにすることになるが、チェコスロヴァキア側の対応から、一般的な国家における外交と内政の関係を考える一助となるであろう。

表1 戦間期チェコスロヴァキアの外交関係

(Klimek, Antonín a Eduard Kubů, *Československá zahraniční politika 1918-1938, Kapitoly z dějin mezinárodních vztahů* (チェコスロヴァキア対外政策 1918-1938年：国際関係史諸章), Praha, 1995, str.95-107 から作成)

国名	外交関係を結んだ日
フランス	1918年10月17日
イタリア	1918年10月24日
イギリス	1918年10月26日
ユーゴスラヴィア	1919年1月9日
ベルギー	1919年6月3日
アメリカ合衆国	1919年6月11日
ポーランド	1919年6月21日
スイス	1919年7月12日
ルーマニア	1919年9月1日
オランダ	1919年11月13日
日本	1920年1月12日
オーストリア	1920年1月20日
ヴァチカン	1920年3月22日
ドイツ	1920年3月24日
ギリシャ	1920年3月～5月
ブラジル	1920年5月～6月
スペイン	1920年7月30日
デンマーク	1920年9月4日
ブルガリア	1920年9月30日
ポルトガル	1920年10月18日
スウェーデン	1920年11月20日
キューバ	1920年11月23日
ノルウェー	1921年1月19日
アイスランド	1921年5月19日
ウルグアイ	1921年8月16日
フィンランド	1921年12月18日
エストニア	1922年2月3日
ハンガリー	1922年2月6日
リトアニア	1922年1月29日～3月25日
ルクセンブルク	1922年4月24日
ペルー	1922年7月11日
メキシコ	1922年5月～7月
エジプト	1922年11月25日
アルゼンチン	1924年1月7日
チリ	1924年7月
トルコ	1924年11月17日
イラン	1925年6月22日
グアテマラ	1927年2月27日
ラトヴィア	1927年6月13日以前
アルバニア	1927年7月4日
パナマ	1929年3月25日
ヴェネズエラ	1930年2月5日
エルサルヴァドル	1930年3月4日
ホンジュラス	1930年3月12日
ニカラグア	1930年3月20日
中国	1930年12月5日
イラク	1933年11月16日
コロンビア	1934年4月17日
ソヴィエト連邦	1934年6月9日
ボリヴィア	1935年2月12日
コスタリカ	1935年3月21日
エクアドル	1935年3月22日
パラグアイ	1936年2月14日
アフガニスタン	1937年10月13日

2. リヒテンシュタイン略史

まず、リヒテンシュタイン侯国の歴史を簡単に見ておこうⁱⁱⁱ。2016年の人口は37,686人、面積160平方キロメートルほどのミニ国家リヒテンシュタインの国家としての歴史は1719年に始まる。リヒテンシュタインの君主であるリヒテンシュタイン家自体の歴史は、それよりかなり古く、1136年、ウィーン近郊の居城リヒテンシュタインにちなみ、当主のフーゴーが、フーゴー・フォン・リヒテンシュタイン Hugo von Liechtenstein と名乗ったときからである。13世紀、ハインリヒ1世 Heinrich I. は、ボヘミア王オタカル2世 Otakar II. から南モラヴィアのニコルスブルク所領 Herrschaft Nikolsburg (現ミクロフ Mikulov) を獲得し、以後のチェコ地域の所領拡大の始まりとなった。チェコ系王朝であるプシェミスル Přemysl 朝のオタカル2世は、ハプスブルク家のローマ王ルードルフ1世 Rudolf I.^{iv} とのマルヒフェルト Marchfeld の戦い(1278年)で命を落とし、その後、ハプスブルク家がオーストリアを所有するようになる。その中で、リヒテンシュタイン家はハプスブルク家の家臣として、地位を高めていき、多くの所領を拝領し、所領が拡大した。(表2参照)

1608年、カール1世 Karl I. が世襲侯爵位を得、リヒテンシュタイン侯爵家としての初代となる。1623年には神聖ローマ皇帝フェルディナント2世 Ferdinand II. により帝国諸侯にも任じられた。侯爵3代目のヨハン・アダム・アンドレアス1世 Johann Adam Andreas I. が、1699年、現在のリヒテンシュタインのシェレンベルク所領 Herrschaft Schellenberg、1712年、同様のファドゥーツ伯爵嶺 Grafschaft Vaduz を購入、続くアントン・フロリアン Anton Florian の時代の1719年、神聖ローマ皇帝カール6世 Karl VI. により、神聖ローマ帝国内の領邦国家として認められた。

つまり、現在のリヒテンシュタイン侯国の領土であるシェレンベルク＝ファドゥーツをリヒテンシュタイン家が獲得したのは、モラヴィアやオーストリアの所領を獲得した時期よりかなり後になる。表2で1610年から1630年の間に、所領が大幅に増大しているが、これは、その間の三十年戦争中のビーラー・ホラ Bílá hora の戦いによりチェコ系貴族が敗北し、ハプスブルク家の勢力が増す中で、前述の帝国諸侯叙任と共に、リヒテンシュタイン家への論功行賞によるものといえるだろう。

ナポレオン Napoléon Bonaparte により1806年、ライン同盟 Rheinbund が結成されると、リヒテンシュタイン侯国はそれに加入し、神聖ローマ帝国の解体もあって、主権を得た。1815年に結成されたドイツ連邦 der Deutsche Bund にも参加した。しかし、リヒテンシュタイン侯が、ハプスブルク帝国の高官である状況は変わらず、侯爵が自分の国に住むこともなかった。1852年には、オーストリアと関税同盟を締結し、オーストリアへの依存を高めた。1866年の普墺戦争でプロ

表2 1590年～1710年のリヒテンシュタイン家の所領
(シレジア、ハンガリー、ファドゥーツ＝シェレンベルクを除く)

Merki, Christoph Maria, „Besitzverschiebungen: Vom Grundherrn zum Privatbankier“, in: Liechtensteinisch-Tschechische Historikerkommission (Hrsg.), *Das Fürstenhaus, der Staat Liechtenstein und die Tschechoslowakei im 20. Jahrhundert*, Vaduz, 2013, S.14)

年	面積合計	モラヴィアの占有率	ボヘミアの占有率	オーストリアの占有率
1590	175km ²	17%	0%	83%
1610	642km ²	78%	0%	22%
1630	1,422km ²	71%	19%	10%
1670	1,494km ²	73%	18%	9%
1710	1,748km ²	74%	17%	9%

イセンが勝利し、ドイツ連邦は解体し、オーストリア抜きでのドイツ統一へ向かうが、リヒテンシュタインはドイツ帝国には加入せず、オーストリア側に付いた。更に1868年に自国軍も廃止してしまう。その間、1862年に憲法を制定した。

このような状況下で、第一次世界大戦開戦時に中立宣言をする。しかし、実質的には、オーストリアとの関係から、君主も国民も中央同盟国側にたっていた^vので、戦後、その中立性に疑念が挟まれた。1919年にオーストリアとの関税同盟を解消し、スイスが利益代表を務めるようになる。1920年1月10日に国際連盟が発足すると、リヒテンシュタインは7月14日、加盟を申請するが^{vi}、結局加盟することはなかった。1921年に新憲法を制定、1923年にスイスと関税同盟を締結した。第二次世界大戦も中立を保った。

結局、リヒテンシュタインは、独立国としては異色な存在で、第一次世界大戦以前は、オーストリアに、第一次世界大戦後は、スイスに依存し、両国がリヒテンシュタインの利益代表となっていた。例えば、1923年、リヒテンシュタインはスイスを通じて、日本において、スイスとの関税同盟の成立しているリヒテンシュタイン人がスイス人と同じ地位を得ることを要求している^{vii}。

第二次世界大戦後は、国際機関との関係も深まり、1975年、欧州安全保障協力機構（OSCE）、1990年、国際連合、1991年、欧州自由貿易連合（EFTA）、1995年、欧州経済領域（EEA）、世界貿易機構（WTO）に加盟した。2003年に、憲法改正も行った。なお、日本との関係であるが、リヒテンシュタイン侯家と皇室は伝統的に交流していたものの、正式に外交関係を結んだのは、1996年6月で、決して早くはない。

3. チェコスロヴァキア独立後のリヒテンシュタインとの関係と土地改革

独立宣言後、1918年12月10日に公布された1918年第61号法により、チェコスロヴァキアでは貴族の称号と地位が廃止され、リヒテンシュタイン侯ヨハン2世Johann II.は、チェコスロヴァキアにおける貴族の地位を失った。ハプスブルク帝国の崩壊により、リヒテンシュタイン侯の領地は、リヒテンシュタイン本国の他、オーストリア、チェコスロヴァキア、ハンガリー（ごくわずか）の3か国に分断されて存在するようになった。リヒテンシュタイン侯が当時のチェコスロヴァキアに所有していた土地は約10万9,000haで、チェコスロヴァキア第2の大地主であった^{viii}。1920年から1938年に実施された土地改革で、リヒテンシュタイン家領の半分以上が失われた。それは、農地のほとんど全てと森林地の半分ほどである。それに対する補償金は、実勢価格の3分の1から5分の1にすぎなかった^{ix}。リヒテンシュタイン侯は、この土地改革問題を、国際問題化して解決しようとした。その際、前述のようにリヒテンシュタインの国際連盟加盟が認められなかったため、チェコスロヴァキアと国際連盟で対峙することはできず、国際連盟の調停を求めることも難しくなった。リヒテンシュタイン侯は、自らが主権国家君主として治外法権化することで、土地改革問題の解決を期待したが、それは、チェコスロヴァキア政府の望むところではなかった。そのため、チェコスロヴァキア政府は、リヒテンシュタインの主権を認めようとしなかったとされる^x。

筆者はこれまで、何度かチェコスロヴァキアの土地改革について論じているので^{xi}、詳細はここに譲り、ここでは土地改革そのものについては簡単に述べるに留める。

独立後のチェコスロヴァキアにおいて、農民の55%（農業人口は全人口の44%）は、2ha以下の土地しか所有せず、500ha超の土地を持つ2,000人の大土地所有者が国土面積の3分の1を所

有していた^{xii}。この土地配分の不均衡を正し、土地の再分配を行うことを意図して、土地改革が実施された。土地改革には、前述の「ピーラー・ホラ」以後の外国人地主の支配から土地を解放し、チェコ人の手に取り戻すという民族主義的目標も掲げられた。前述のように、ピーラー・ホラ以後、所領を大きく拡大した外国人地主であるリヒテンシュタイン侯は、土地改革の格好的であった。「外国人」地主の中には、チェコスロヴァキア国籍者となった者もいたが、リヒテンシュタイン侯は紛れもなく外国籍地主である。

1919年4月16日に制定された1919年215号法の取用法で、農地150ha、その他の土地で250haを超える土地が一旦国家に収用され、一部は元の持ち主に戻されるが、残りは有償で奪取され、安価に販売(分配)されることになった。1920年第81号法である分配法(1920年1月30日制定)で、分配対象者はチェコスロヴァキア国籍所有者に限られた。1920年第329号法(1920年4月8日制定)である補償法で、収受価格は、第一次世界大戦前の価格を算定基準としたが、収受される土地が広い程、価格は逡減され、リヒテンシュタイン侯の場合は最高の40%の減額で算定されたので、補償額が実勢価格の3分の1から5分の1であったという先の見解も納得できる。リヒテンシュタイン所領の土地改革は、大土地所有制の解体と、外国人地主の追放という点で、土地改革の社会的側面も民族的側面も象徴するものであったといえよう。

従って、リヒテンシュタイン侯が、主権国家の君主として、土地改革の対象から逃れ得る可能性のあるリヒテンシュタインの国家承認をチェコスロヴァキアは拒絶し、逆にリヒテンシュタインは求め続けることになる。

この状況は、1923年3月29日にチェコスロヴァキア外務省が、同国内閣官房、大統領府、全省、国家土地局にあてた文書が明示している。リヒテンシュタインの国家承認は、リヒテンシュタイン侯領の土地改革問題に関係することが認識されているのである。この「チェコスロヴァキア共和国によるリヒテンシュタイン侯国の承認とプラハの公使館開設」に関する文書^{xiii}の概要は以下の通りである。

既に長い間^{xiv} リヒテンシュタイン侯国はチェコスロヴァキア共和国内に外交代表部を置けるように努めている。

今のところ、チェコスロヴァキア共和国は、リヒテンシュタインを主権国家と認めていない。従って、両国間には外交関係がなく、リヒテンシュタイン侯に外国君主としての特権はない。

リヒテンシュタイン侯国の主権問題は、オーストリア=ハンガリーの解体に伴って生じた。オーストリア=ハンガリーの解体後、リヒテンシュタイン侯国は、各国、とりわけ大国に、同国を主権国家と認めるように求めた。確認できている中では、イギリスが同国を主権国家と認めている。

リヒテンシュタイン侯国の国際連盟加入問題が審議された時、同国は主権国家と認められた^{xv}。また、国際法関係の書物でも、同国は主権国家と認められている。

しかし、他国がリヒテンシュタイン侯国を主権国家と認めているとしても、それを認めなければならないわけではないわけではない。国際法上、各国には、別の国家を承認しなければならない義務はない。従って、リヒテンシュタイン侯国を主権国家と認めるか、その君主に特権を認めるかを、チェコスロヴァキア共和国は自由に決めることができる。

外務省は以下の理由からリヒテンシュタインが完全に主権を持っているかに疑問をいだい

ているために国家の承認がなされていない。

リヒテンシュタイン侯国が独自の外交代表部を持たず、ようやく1919年9月14日にスイスのベルンに公使館を設けたこと、独自の関税領域を持たないこと、独自の郵便制度を持たないこと、独立した高等裁判組織を持たないこと。これらをすべてオーストリアに委託していたので、事実上オーストリアの一部の様であったこと。リヒテンシュタイン侯及びその家族は、オーストリアの貴族院議員であり、国務につき、オーストリアに住み、他のオーストリア貴族と同様であったこと。

内政的問題としては、チェコの世論は、民族の敵として、リヒテンシュタイン所領の無条件での収用と見せしめの処罰を求めている。そのことにも注意を払いつつ、リヒテンシュタイン問題には慎重に対処しなければならない。

チェコスロヴァキア共和国の経済的利害という点では、リヒテンシュタイン侯の領地の大きな部分が共和国内に存在しており、土地改革の実施に大きな意味を持つということである。それ故、リヒテンシュタイン侯は国家承認に強い関心を持っている。従ってチェコスロヴァキア共和国の立場は他国と違うことになる。

外務省の立場は、国家承認の有無にかかわらず、リヒテンシュタイン侯の所領についての侯との交渉は、他の外国人領主と異なっているべきではないというものである。しかし、リヒテンシュタイン領の土地改革と国家承認の問題は相互に影響しあう。リヒテンシュタインの主権が承認されれば、侯は土地改革を国際問題とし、国際裁判や、他国の援助を求めるだろうからである。従って、外務省としては、リヒテンシュタイン所領の土地改革や財産税と財産増加税の問題が最終的に解決した後、初めて、国家承認すべきだと考えている。

財産税と財産増加税については、外務省は、1922年5月24日に、リヒテンシュタイン侯についても、国家元首としてではなく他の非居住外国人と同様に扱うべきだという見解を示している。この時点では、計算が終わっていない。

土地改革に関しては、国家土地局とリヒテンシュタイン侯との最初の協定が締結されただけである。この協定が他の所領の前提とはならず、リヒテンシュタイン問題が最終解決したとは言えない。

リヒテンシュタイン侯が、国家承認によってチェコスロヴァキア共和国における侯の立場が他の外国人と変わるわけではないと宣言したならば、外交関係は速く結ばれていたであろう。

リヒテンシュタイン側から出された宣言案は、チェコスロヴァキア側の満足のいくものではなく、上述のチェコスロヴァキア側の考えに基づく宣言案を提示したが、リヒテンシュタイン議会により否決された。

ここで、明らかなのは、チェコスロヴァキアは、リヒテンシュタインの主権国家としての実効性を問題にし、その実効性がないためにリヒテンシュタインは主権国家ではないとして国家承認を行っていないが、それは純粋に国際法的判断ではなく、国内事情に影響されていることである。チェコスロヴァキア領内のリヒテンシュタイン侯の所領が、余りに広いために、リヒテンシュタイン侯に特別な地位を与えることはチェコスロヴァキアの国益に反する。そして、リヒテンシュタイン侯も、他の外国籍地主と同様な立場で、土地改革の対象となるべきであるという見解をチェコスロヴァキア外務省は取っている。従って、通常土地改革が終了するか、リヒテンシュタイ

ン侯自身が、他の外国籍地主と同様の土地改革遂行を認めない限り、チェコスロヴァキアがリヒテンシュタインの主権を認め、正式な外交関係を樹立することはないことになる。また、チェコスロヴァキアが求める、他の外国籍地主と同じ取り扱いを認める宣言をリヒテンシュタインは出すことはなく、リヒテンシュタインがチェコスロヴァキアとの外交関係樹立を求めた理由は、土地改革における特別扱いを求めたものであったといえるだろう。

前述のようにスイスとリヒテンシュタインの関税同盟が、この文書が出された1923年に成立しているため、チェコスロヴァキア外務省は、リヒテンシュタインは、オーストリアに代わってスイスに対する依存性をますます強めているとみなし、更にリヒテンシュタインの主権に疑念をいだくことになっただろう。

リヒテンシュタインとの外交関係樹立の遅れを確認するため、先の表1を再び利用して、他国とチェコスロヴァキアとの外交関係がどのような時系列で成立したか確認しよう。チェコスロヴァキア独立後の1919年には、アメリカ合衆国を含め、7カ国と外交関係を結んだ。注目すべきは、1919年7月12日にスイスと外交関係を結んでいることである。リヒテンシュタインがスイスに公使館を置いたのより、2か月早い。

ヴェルサイユ条約が調印されたのが、1919年6月28日、サン＝ジェルマン条約が9月10日、ヌイイ条約が11月27日、トリアノン条約が1920年6月4日、セーヴル条約が8月10日である。講和会議の最中に、外交関係を結んだ国が多いことがわかる。日本とも1920年1月12日に外交関係を結んだ。オーストリアとは、サン＝ジェルマン条約締結前の1920年1月20日に外交関係を樹立しているのが目を引く。他の中央同盟側諸国との外交関係は、講和条約調印後に結んでいる。ハンガリーとの国交樹立は1922年2月6日、トルコとは1924年11月17日と若干遅れた。

その後、1920年代、1930年代とラテン・アメリカ諸国との外交関係樹立が進んだ。新興国やミニ国家とも国交を樹立しているが、リヒテンシュタインとの国交は樹立されなかった。1935年に国家土地局は解散し、土地改革がある程度終了したが、完了したわけではなく、リヒテンシュタイン侯領の土地改革が継続していたため、前述のチェコスロヴァキア外務省の見解通り、国交が樹立されなかったと考えられる。

実際に、土地改革の遂行状況はどうであったろうか。リヒテンシュタイン侯の所領、中央ボヘミアのコステレツ・ナト・チェルニーミ・レシ Kostelec nad Černými lesy の状況を見てみよう。1933年発行の『ボヘミア大土地所有統計総覧』^{xvi}によれば、全11,357.2093 ha中6,942.2834 ha(61.1%)の収用が継続していた。別の数値では、8,654ha中、1939年段階でまだ分配されていなかった土地が4,408 haあり、リヒテンシュタイン侯領として収用から戻されたのは1,432 haであった。また、補償金の未払い分も8,480,489 コルナあった^{xvii}。この町はチェコ系住民優勢の町であるため、所領の所有者、次期侯爵のフランツ・ヨーゼフ2世 Franz Joseph II. は、チェコスロヴァキア大土地所有者連盟に所属していた^{xviii}。侯爵位は1929年から38年まで、フランツ1世 Franz I が継承していた。

ようやく、1938年7月、フランツ・ヨーゼフ2世の御代に変わる時、チェコスロヴァキア共和国はリヒテンシュタインの主権を認め、スイスがその外交を代表することも認めたが^{xix}、既にチェコスロヴァキア自体の解体(1939年3月)が迫っていた。外交関係の締結には、フランツ・ヨーゼフ2世が、1938年から、リヒテンシュタイン侯国に居住し始め、リヒテンシュタインの独立国としての体裁が高まったことも影響したかもしれない。

第二次世界大戦においても、リヒテンシュタインは中立を守ったが、第二次世界大戦後、「ベ

ネシュ令」^{xx}により、リヒテンシュタイン侯の残存領地は、チェコスロヴァキア国家に無補償で没収された。このことは、長く両国間の係争問題となり、国際裁判の対象にもなった。1993年にチェコスロヴァキアからチェコとスロヴァキアが分離独立し、チェコスロヴァキア時代から外交関係の存在した国々が、次々と国家承認し、外交関係を締結するが^{xxi}、チェコとリヒテンシュタインの外交関係が樹立するのは2009年を待たなければならなかった。その後、両国の歴史家委員会が、共同で、両国間の相互理解の向上を目指し、歴史認識や歴史問題の検討を行い、多くの成果が両国語で出版され、本稿もそれらに多くを依拠している。

4. 通常的外交使節団の自国民のための介入・斡旋事例

さて、リヒテンシュタイン侯は、土地改革において、主権国家君主としての特別な取り扱いを求めて、チェコスロヴァキアとの外交関係樹立を図ったが、チェコスロヴァキアの求めたように、他の外国籍地主と同様な取り扱いを認め、外交関係を樹立した場合、リヒテンシュタイン外交団は、リヒテンシュタイン侯のためにチェコスロヴァキアの土地改革にどのように介入することができただろうか。君主が国民とみなしうるかという問題は、当然検討すべき問題であるが、チェコスロヴァキア外務省は、土地改革においては、リヒテンシュタイン侯も他の外国籍地主と同じという見解に立つので、リヒテンシュタイン侯をリヒテンシュタイン国民とした場合に、リヒテンシュタインが取り得る行動を考えてみる。

正式な外交関係が結ばれると、外交使節は自国民の利益を守るために、派遣先の国家の事業に対して介入・斡旋をすることもある。実際、チェコスロヴァキアの土地改革に際しては、諸国の外交使節団などが、チェコスロヴァキア外務省を通じて、国家土地局などへ介入している。私的に接触する場合もある。かなり細かい案件にまで介入している様相を示すベルギーの事例^{xxii}をあげる。ベルギーは、チェコスロヴァキアの土地改革に関しては、それほど利害関係のない国である。

1926年6月28日、ベルギー外相ファンデルフェルト Vandervelt は、チェコスロヴァキア外相エドゥアルト・ベネシュ Eduard Beneš に、アルフォンス・クラリ＝アルドリッゲン Alfons Clary-Aldringen のテプリツェ＝シャノフ Teplice-Šanov 近郊にある大所領の土地改革の状況について問い合わせている。結婚によりベルギー国籍となったクラリの姉妹バイエ＝ラトゥール Baillet-Latour 伯爵夫人に頼まれたからである。それを受け、チェコスロヴァキア外務省から国家土地局に問い合わせが行き、497 haの土地が収用から戻されているが、森林地の改革については、まだ決まっていないという回答が、土地局から出されている。クラリ＝アルドリッゲン家は、ボヘミアのドイツ系貴族である。

また、イタリア政府は、1933年7月15日、自国民のクイド・トゥーン＝ホーエンシュタイン^{xxiii} Guido Thun Hohenstein 伯と、チェコスロヴァキア政府の土地改革をめぐる係争を、仲裁裁判に持ち込むことを、チェコスロヴァキア政府に提案している^{xxiv}。

一般的な、各国政府の自国民のための介入は、このように余り実質的なものではなく、むしろ、象徴的なものであった。従って、リヒテンシュタイン侯としては、国家元首としての特別な地位を求めなければならなかったのであろう。

5. 結び

第一次世界大戦後に独立したチェコスロヴァキア共和国は、独立宣言以前の暫定政府成立後か

ら、主要国との外交関係を締結し始め、次第にその関係は新興国やミニ国家にまで広げられたが、リヒテンシュタイン侯国との外交関係樹立は遅れた。

それは、リヒテンシュタイン侯が、チェコスロヴァキア領内に広大な土地を所有しており、主権国家の元首としての特権を行使して、土地改革に際して、他の外国人地主と異なった対応を求めることを阻止するためであった。リヒテンシュタイン侯国は、チェコスロヴァキアに対して度々外交関係の樹立と、プラハにおける公使館開設を求めたが、1938年7月によりやく外交関係が樹立したものの、結局、スイスが利害代表となり、公使館開設は実現しなかった。第一次世界大戦以前のオーストリアに依存する外交関係から、その後はスイスに依存する関係に変わったが、リヒテンシュタインは、独自の外交を実現することはなく、ミニ国家として、通常の家とは異なった特性が示されている。ミニ国家が、ある程度の規模以上の国家と同様な外交的活動を行うことは不可能であるが、特別な事例であることは間違いない。

また、リヒテンシュタインとチェコスロヴァキアの関係を考える場合、自国の領土より広い領地を外国に所有するという状況も例外的な状況であると指摘せざるを得ない。この状況は、チェコスロヴァキア独立によりリヒテンシュタイン侯の所領に土地改革が実施されたことによって、際立ったが、そもそもハプスブルク帝国領内にリヒテンシュタイン侯が広大な領地を持っていたために生じた状況であるから、ハプスブルク時代からリヒテンシュタインは特殊な国家であったとも言える。

また、リヒテンシュタインとチェコスロヴァキアの外交関係締結が遅れたことで、リヒテンシュタイン侯は、元首としての特権のみならず、自国の外交使節による外国政府に対する一般的な介入や斡旋を受けることもできなかったが、その影響は小さいものであった。それらの介入や斡旋は、一般に実質的な効果より象徴的な効果の方が大きかったであろう。

注

- i 中田瑞穂『農民と労働者の民主主義—戦間期チェコスロヴァキア政治史』名古屋大学出版会、2012年、33頁、註28頁
- ii リヒテンシュタイン侯国広報の2009年7月13日付プレスリリース“Liechtenstein and the Czech Republic establish diplomatic relations” (https://web.archive.org/web/20110511222932/http://88.82.102.51/fileadmin/_pm.liechtenstein.li/en/090713_PM_Beziehungen_CzFl_en.pdf 2017年10月26日最終閲覧)
これにより両国の20世紀史を検証する歴史家委員会が設立され、両国関係史の研究が飛躍的に高まった。本稿もその成果に負うところも多い。
- iii リヒテンシュタインの歴史については、以下を参照。
Keller-Ginger, Susanne u. Rupert Quaderer, *Das Fürstentum Liechtenstein, die böhmischen Länder und die Tschechoslowakei. Geschichte der zwischenstaatlichen Beziehungen*, Vaduz, 2013.
植田健嗣『ミニ国家・リヒテンシュタイン侯国』郁文堂、1999年。
<https://www.fuerstenhaus.li/> (リヒテンシュタイン侯家ホームページ、2017年10月26日最終閲覧)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/liechtenstein/index.html> (日本国外務省リヒテンシュタイン紹介ページ、2017年10月26日最終閲覧)
なお、外務省の表記ではリヒテンシュタイン公国となっているが、ドイツ語の爵位名に基づき、本稿では「侯国」を採用している。
- iv ハプスブルク伯としては4世。
- v *Ibid.*, S.57.
- vi 外務省記録2門4類2項20号『国際聯盟總會別冊加入及脱退問題』第2巻

- vii 外務省記録 2 門 6 類 2 項 6 号『各国間関税条約雑件』第 3 巻
- viii Olšovský, R. et al., *Přehled hospodářského vývoje Československa v letech 1918-1945* (1918-1945 年のチェコスロヴァキア経済発展概説), Praha, 1961, str.52-53.
- ix Keller-Ginger u. Quaderer, *op.cit.*, str.63.
- x *Ibid.*
- xi 拙稿「第一次世界大戦後チェコスロヴァキアにおける土地改革—収用法の検討—」『福岡教育大学紀要』第 47 号第 2 分冊、1998 年、29-34 頁。
同「第一次チェコスロヴァキア土地改革における民族主義的性格—ボヘミアにおける収容の継続をてがかりに一」『国際文化研究科論集』第 17 号、2009 年、75-89 頁。
同「日本から見た戦間期チェコスロヴァキア土地改革」『国際文化研究科論集』第 19 号、2011 年、127-133 頁。
同「第一次チェコスロヴァキア土地改革における準税法」『国際文化研究科論集』第 22 号、2014 年、59-69 頁。
同「チェコスロヴァキア第一次土地改革に対する批判」『国際文化研究科論集』第 24 号、2016 年、73-80 頁。
同「戦間期チェコスロヴァキアにおける土地改革—民族的要因の検討を中心に—」『近現代史研究会会報』第 93 号、2017 年、1-12 頁。
- xii Národní archiv (NA), fond: Státní pozemkový úřad-spisy všeobecné, Praha (SPÚ-VS), inv. č.25 B/III (国民文書館 (チェコ): 国家土地局—一般文書)
Slezák, Lubomír, „Specifické rysy státního intervencionismu v zemědělství (農業における国家介入主義の特殊性)“, in: Lacina, Vratislav a Lubomír Slezák, *Státní hospodářská politika v ekonomickém vývoji v prvním ČSR* (チェコスロヴァキア第一共和国の経済発展における国家経済政策), Praha, 1994, str.89.
- xiii NA, SPÚ-VS, inv. č.93 G/IV: Liechtenstein
- xiv おそらく 1919 年からだろう。
- xv しかし、加入は認められなかった。
- xvi Lustig, Rudolf, *Schematismus velkostatků v Čechách*, Praha, 1933, str.458.
- xvii Keller-Ginger u. Quaderer, *op.cit.*, S.113-114. ケラー = ギーガーは、国民文書館の国家土地局文書の未整理文書 (非公開) を利用し、この数値を記載している。
- xviii チェコスロヴァキアの大土地所有者の利益団体として、ボヘミアにおいては、チェコスロヴァキア大土地所有者連盟とドイツ大土地所有者連盟の 2 団体があった。民族別団体と誤解されがちで、実態もその傾向があったが、本来は、それぞれ、会員となる大土地所有者自らの民族的属性に基づくのではなく、所有している大所領 (農園) の所在している村落等の住民の多数派の民族的属性に基づいて、加入することになっていた。従って、両団体に同時加盟している例もあった。モラヴィアについては、モラヴィア大土地所有者連盟 1 団体だけが存在した。
- xix *Ibid.*, S.100,
- xx 「ベネシユ令」のうち、リヒテンシュタイン侯の領地を奪う根拠となったのは、1945 年第 28 号令で、敵性国民やチェコ及びスロヴァキア民族の敵からの農業財産没収を規定している。
- xxi 例えば、日本はチェコ独立と同時に 1993 年 1 月 1 日国家承認、1 月 29 日に外交関係を樹立している。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/czech/data.html#section6> (日本国外務省チェコ共和国紹介ページ、2017 年 12 月 13 日最終閲覧)
- xxii NA, SPÚ-VS, inv. č.93 G/IV: Belgien
- xxiii トゥーン = ホーエンシュタイン家は、南チロル発祥の貴族。
- xxiv NA, SPÚ-VS, inv. č.93 G/IV: Italien